

[カタログ]水道薬品の分析

関連法規

- ・水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年 厚生労働省令 第15号)
- ・水道用薬品の評価のための試験方法ガイドライン(厚生労働省)
- ・水道用薬品の評価試験方法(JWWA Z109-2005) など

1. 水道用薬品の評価項目と評価基準

下記の数値以下であること

	評価項目	評価基準値 (mg/L)		評価項目	評価基準値 (mg/L)
1	カドミウム及びその化合物	0.001	21	鉄及びその化合物	0.03
2	水銀及び化合物	0.00005	22	銅及びその化合物	0.1
3	セレン及びその化合物	0.001	23	マンガン及びその化合物	0.005
4	鉛及びその化合物	0.001	24	陰イオン界面活性剤	0.02
5	ヒ素及びその化合物	0.001	25	非イオン界面活性剤	0.005
6	六価クロム化合物	0.005	26	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3
7	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001	27	味	異常でないこと
8	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	28	臭気	異常でないこと
9	ホウ素及びその化合物	0.1	29	色度	0.5
10	四塩化炭素	0.0002	30	ニッケル及びその化合物	0.001
11	1,4-ジオキサン	0.005	31	アンチモン及びその化合物	0.0015
12	1,2-ジクロロエタン	0.0004	32	モリブデン及びその化合物	0.007
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	33	ウラン及びその化合物	0.0002
			34	バリウム及びその化合物	0.07
14	ジクロロメタン	0.002	35	銀及びその化合物	0.01
15	テトラクロロエチレン	0.001	36	アクリルアミド	0.00005
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	37	二酸化塩素	0.6
17	トリクロロエチレン	0.003	38	亜塩素酸	0.6
18	ベンゼン	0.001	39	塩素酸	0.6
19	臭素酸	0.005	40	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.0005
20	亜鉛及びその化合物	0.1			

2. 水道用薬品類の注入率の例

薬品名	設定最大注入率(例)(mg/L)	薬品名	設定最大注入率(例)(mg/L)
液体硫酸アルミニウム	200(酸化アルミニウム8%溶液の製品に対する値)	粉末活性炭	100(水分50%の粉末活性炭に対する値)
固形硫酸アルミニウム	200(酸化アルミニウム15%溶液の製品に対する値)	ケイ酸ナトリウム	20
ポリ塩化アルミニウム	300(酸化アルミニウム10%溶液の製品に対する値)	塩酸	50
水酸化ナトリウム	100(水酸化ナトリウム45%溶液の製品に対する値)	液化塩素	50
炭酸ナトリウム	100	硫酸銅	2
水酸化カルシウム	100	過マンガン酸カリウム	10
硫酸	50	塩化第二鉄	300
次亜塩素酸ナトリウム	100(有効塩素10%溶液の製品に対する値)	ポリアクリルアミド	1
高度さらし粉	20	-	-